

## 市営住宅の入居者を募集します

【問合せ】建設課 管理係(角館庁舎) ☎ (43) 2294

### ● 募集住宅

住宅名	住所	規格	階数	月額家賃	月額駐車料金
菅沢住宅 4-54 (築43年)	角館町菅沢 42-61	2LDK	3階建 3階	15,600円から (所得額による)	駐車場なし
菅沢住宅 4-59 (築43年)	角館町菅沢 42-61	2LDK	3階建 3階	15,600円から (所得額による)	駐車場なし
菅沢住宅 5-66 (築42年)	角館町菅沢 46-1	3DK	3階建 3階	16,300円から (所得額による)	駐車場なし
さくらぎの里 D-1-2 (築24年)	角館町雲然荒屋敷 409	3LDK	2階建	21,300円から (所得額による)	駐車場あり (駐車料金あり)
公園南団地 1-4 (築37年)	田沢湖生保内字武蔵野 105-895	2LDK	3階建 1階	21,000円から (所得額による)	駐車場あり
松葉住宅 西201 (築18年)	西木町松木内字松葉 247-3	2LDK	2階建 2階	35,000円	駐車場あり (駐車料金あり)
松葉住宅 西202 (築18年)	西木町松木内字松葉 247-3	2LDK	2階建 2階	35,000円	駐車場あり (駐車料金あり)

※月額家賃の3か月分の敷金の納付、連帯保証人が必要となります(抽選日から10日以内)。  
※暖房器具は、湿気防止のため、屋外給排気式(FF式など)または電気ストーブを使用。  
※申込は1世帯1戸限りです。

## 障がい者理由とする差別や対応について

1) 相談ください!

【問合せ】社会福祉課(角館庁舎) ☎ (43) 2288

秋田県では、障がい者への理解の促進及び差別の解消の推進に関する条例が平成31年4月から施行されました。秋田県、市町村および障がい者団体などが連携し、障がい者理由とする差別について相談を行う体制を整備しています。

障がいを理由にサービスを断られた、あるいは障がいのある人に対してどのように対応すればよいかわからないといった相談に、秋田県、仙北市、各障がい者団体、専門相談機関などが対応します。  
ご相談やお問い合わせは下記の問合せ先へお願いします。

● 秋田県公式ウェブサイトで関連ページ / <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/10214>

相談窓口	電話番号・FAX 番号
障害者110番	☎ 018-863-1290 FAX 018-863-1296
仙北市社会福祉課	☎ 43-2288 FAX 54-1117

## 障がい者を虐待から守りまじょー!

【問合せ】社会福祉課(角館庁舎) ☎ (43) 2288

仙北市障がい者虐待防止センターでは、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)のある方や、心身の社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な方が、虐待(身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト(放棄・放任)、経済的虐待)を受けていたり、虐待が疑われるような場

合に相談を受け付けています。内容に応じて、被害者やご家族などが必要な支援を受けられるよう関係機関が連携して対応します。  
市民の皆さまからの一報が、早期発見と被害者の迅速な支援につながりますので、ためらわずにまずはご相談ください。

## 夜間納税・納付窓口を開設します

【問合せ】収納推進課(田沢湖庁舎) ☎ (43) 1123

日中、仕事などで市税および各種料金などを納めることができない方のために夜間納税・各種料金納付窓口を開設します(各種料金については、納付書持参を原則とするため、納付書を持参していない場合はお受け取りできませんのでご注意ください)。

● 日時 / 4月30日(金) 17時15分～19時  
● 場所 / 収納推進課、角館・西木市民センター  
※納税には口座振替が便利で安心です。申込用紙は各金融機関、市役所税務課および角館・西木市民センターに備えて付けています。

## 令和3年度採用の市立田沢湖病院の職員(医事専門職)を募集します

【問合せ】市立田沢湖病院総務管理課(田沢湖生保内) ☎ (43) 1131

- 募集職種・採用予定人数 / 医事専門職・1人
- 受験資格 / 平成3年4月2日以降に生まれた方であって、保険医療機関などで医療事務の経験が2年以上ある方。
- 次のいずれかの資格を取得していることが望ましい。ただし、資格はなくとも応募は可能とします。  
▼ 医療事務技能審査試験(メディアカルワーク) ▼ 医療事務管理士 ▼ 診療報酬請求事務能力認定試験
- 受付期限 / 5月7日(金)まで  
※土曜日は祝日を除く。8時30分から17時15分まで。
- 郵送の場合は5月7日(金)必着に限り受け付けます。
- 試験日 / 5月23日(日)
- 会場 / 田沢湖健康増進センター(田沢湖病院併設)
- 欠格事項 / 次の欠格事項に該当する方は受験できません。  
▼ 日本国籍を有しない方  
▼ 地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることのできない方
- その他 / 詳細は市立田沢湖病院ホームページ <https://www.hana.or.jp/~hos/>をご覧ください。



## コンビニ交付サービスを停止します

【問合せ】市民生活課 市民係(角館庁舎) ☎ (43) 3307

システムのメンテナンス作業により、5月1日(中)～5日(祝)の間は終日、マイナンバーカードを利用した住民票などのコンビニ交付サービスが停止となります。

住民票や印鑑登録証明書が必要な方は、お早めに取得いただけますようお願いいたします。



**仙北市総合防災課**  
● 募集職種・人数／事務補助・1人  
※募集の詳細はハローワークでご確認ください。

**会計年度任用職員を募集します**  
【問合せ】総合防災課(田沢湖庁舎) ☎(43)11115

● 申込方法／ハローワークからの紹介状と履歴書を総合防災課へご持参ください(郵送不可)  
● 募集期限／4月22日(木)

**市民参加型インフラ維持整備事業への  
資材支給の募集について**  
【問合せ】建設課管理係(角館庁舎) ☎(43)2294

市民が参加し生活環境の改善を図るため、地域のインフラ維持整備を行う場合、これに必要な資材の支給を行います。

● 対象者／仙北市在住の市民で、市長が適当と認める団体(市民団体、ボランティア団体など)  
● 対象となる事業場所／認定道路以外の道路で、公共性の高い道路および地域が共同で使用する水路など  
● 重複補助の禁止／農林商工部局で募集している交付金事業(多面的機能支払交付金など)と同じ場所を対象とした申し込みはできません。  
● 対象物／側溝などのコンクリート構造物、砂利、砕石、舗装用材など。ただし、消耗品的なものは対象外。  
※資材のみを支給、工事費用は地元負担となります。

● 対象件数／1申請あたり10万円を上限とし、年度を通じて1回の支給となります。

● 申請先／〒014-0392 仙北市角館町中菅沢81-8番地 建設課管理係

● 申請期間／4月1日(木)～  
● 資材支給日／事業着手の前日まで  
● 申請書用紙は、建設課および各市民センターにあります。仙北市ホームページ(https://www.city.semboku.akita.jp/news\_topics/matsnews.php?id=2311)からダウンロードできます。

● 申請方法／資材の支給を受けようとする団体は、次の募集期間内に資材支給申請書を市長あてに提出してください。

※支給対象事業は申請順を基本としますが、地域的偏差が認められると市長が判断した場合は、当該事業を対象としない場合があります。

● 申請書用紙は、建設課および各市民センターにあります。仙北市ホームページ(https://www.city.semboku.akita.jp/news\_topics/matsnews.php?id=2311)からダウンロードできます。

給となります。

※支給対象事業は申請順を基本としますが、地域的偏差が認められると市長が判断した場合は、当該事業を対象としない場合があります。

**住宅の増改築・リフォーム工事費の一部を補助します** 【問合せ】建設課 都市計画係(角館庁舎) ☎(43)2295

● 助成内容(千円未満切り捨て)

タイプ	①持ち家型		②空き家購入型		
	一般世帯	子育て世帯	仙北市在住世帯(子育て世帯)	市外からの移住・定住世帯(一般世帯)	市外からの移住・定住世帯(子育て世帯)
補助率	補助対象工事費の5%	補助対象工事費の10%	補助対象工事費の15%	補助対象工事費の15%	補助対象工事費の20%
限度額	5万円	20万円	30万円	30万円	40万円
加算	下水道(公共下水道・合併浄化槽・集落排水)に新規に接続した方には5万円を加算				

▶ 子育て世帯 … 申請年度に18歳以下の子どもを扶養する世帯(申請者は子どもの親)  
▶ 空き家購入 … 令和2年10月1日以降に仙北市の空き家を購入した方(登記をした場合に限る)  
※2親等以内の親族からの購入を除く。  
※人が居住していたことがあり、居住者または利用者がいない住宅(証明者により空き家であったことが証明できる物に限る)で、かつ、建築後10年を経過した住宅。  
▶ 市外からの定住世帯 … 5年以上仙北市外に在住し、仙北市に引き続き5年以上住み続けることを目的に住民登録をしている世帯(移動の日から3年以内の世帯を含む)

**にしき園だより**

にしき園は高齢や病気で身体機能の衰えた方に日常的な医療やリハビリなどを施し、生活機能の維持向上・在宅復帰をめざす施設です

平成14年4月から19年間という長きにわたり、にしき園管理者として、利用者さまに寄り添った医療にご尽力くださいました戸澤一馬医師が、3月をもって退任されました。

今月からは、大曲厚生医療センターを3月で退職された高橋悟医師が、にしき園の新しい「先生」に着任されています。

新型コロナウイルス感染症がまだまだ心配で、利用者さまとの面会もままならない状況ですが、職員一同も感染対策をしっかりと行い、以前のようにならぬことを祈っています。



高橋悟医師

【利用者の状況】

12月末	85人
1月入所	13人
1月退所	10人
1月末	88人
平均要介護度 2.55	

介護員を募集しています。お気軽にお電話ください。



感染症予防のため、しばらくの間、施設見学・面会などをご遠慮いただいています。

**仙北市住宅リフォーム促進事業**

● 申込期限／令和4年3月31日(木)まで  
※ただし、申請の受付は予算がなくなり次第、終了します。

● 補助対象者・対象住宅  
▶ 仙北市民(仙北市に転入予定者含む)で、市税や市諸収入に未納がない方  
▶ 市内に建物があるが自ら居住する住宅  
▶ 対象となる工事／工事費が50万円以上の市内の住宅(住宅の修繕、屋根の葺き替、トイレ・浴室・台所改修など。ただし、車庫、物置、倉庫、事業の建物、農作業小屋などは除く)  
▶ 施工業者／市内に事業所を有する法人または個人であること

● 申請に必要な書類／申請書・見積書・工事前の全体と工事箇所の写真・固定資産課税台帳の写し・契約書や請書の写し

※詳しくは仙北市ホームページ(https://www.city.semboku.akita.jp/news\_topics/whatsnew.php?id=2838)または建設課都市計画係にお問い合わせください。

※介護保険を利用して住宅改修を行う場合も対象になります。

※秋田県の住宅リフォーム推進事業と併用が出来ます。秋田県住宅リフォームの詳細は秋田県公式ウェブサイト(https://www.pref.akita.jp/pages/archive/55841)をご覧ください。

※補助金の交付申請は、工事に着手する前にお願います。

仙北市住宅リフォーム促進事業の詳細はこちらから。  
秋田県住宅リフォーム推進事業の詳細はこちらから。

**防災無線聞き逃しサービス**

防災無線の情報を電話で確認することができます  
▶ テレドーム(テレホンサービス)  
☎0180-99-1555  
※ご利用には通話料がかかります(固定電話はダイヤル通話料、携帯電話は1分50円くらいの通話料)。



防災無線の情報がメールで届きます  
▶ 安全安心メール(登録制メール)  
※事前の登録が必要です。詳しくは仙北市ホームページ(http://anshin.city.semboku.akita.jp/lists/)からご確認ください。

